



2021年11月16日

各位

会社名 株式会社 Speee  
代表者名 代表取締役 大塚 英樹  
(コード番号：4499 東証JASDAQ)  
問合せ先 取締役経営管理本部長 西田 正孝  
(TEL. 050-1748-0088)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年12月17日開催予定の第14期定時株主総会に、定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 商品メニュー・サービスの拡充に対応するため、現行定款第2条の事業目的を追加するものであります。
- (2) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るものです。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行えるよう、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるようにするため、変更案のとおり、条文を新設するものであります。
- (4) 上述 (1) から (3) の条文の新設・変更に伴い、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年12月17日(金)
定款変更の効力発生日	2021年12月17日(金)

以上



<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>第22条 (代表取締役及び役付取締役) 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. &lt;条文省略&gt;</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、必要に応じて取締役社長1名、取締役会長1名及び、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条～第24条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>第25条 (取締役会の決議方法) &lt;条文省略&gt;</p> <p>第26条 (取締役会の決議の省略) 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第27条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条 (取締役会規程) &lt;条文省略&gt;</p> <p>第29条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (取締役の責任免除) &lt;条文省略&gt;</p>	<p><u>る取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第22条 (代表取締役及び役付取締役) 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から必要に応じて取締役社長1名、取締役会長1名及び、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条～第24条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第25条 (重要な業務執行の委任) <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 (取締役会の決議方法) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第27条 (取締役会の決議の省略) 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第28条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条 (取締役会規程) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第30条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条 (取締役の責任免除) &lt;現行どおり&gt;</p>
--	---



<p>する。</p> <p><u>第36条 (監査役会の招集通知)</u>  <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>第37条 (監査役会の決議方法)</u>  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第38条 (監査役会の議事録)</u>  <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>第39条 (監査役会規程)</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による</u></p> <p><u>第40条 (報酬等)</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第41条 (監査役の責任免除)</u>  <u>当会社は、会社法第426条第1項の定めにより、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>  <u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、監査役(監査役であった者を含む。)との間で、会社法423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金二百万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p><u>第42条 (会計監査人の設置及び員数)</u>  <u>当会社は、会計監査人を置く。</u></p> <p><u>第43条～第44条 &lt;条文省略&gt;</u></p> <p><u>第45条 (会計監査人の報酬等)</u>  <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第37条～第38条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第39条 (会計監査人の報酬等)  <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
--	--

第46条 <条文省略>

第47条 (期末配当)

当社は、株主総会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をすることができる。

第48条 (中間配当金)

当社は、取締役会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第49条 <条文省略>

<新 設>

第50条 <条文省略>

第40条 <現行どおり>

第41条 (剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決議によって定めることができる。

第42条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2. 当社の中間配当を行う場合の基準日は、毎年3月31日とする。

第43条 <現行どおり>

第44条 (監査役の実任免除に関する経過措置)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、第14期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、第14期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生じる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。

第45条 <現行どおり>